

○ 主文  
本件請求を棄却する。  
訴訟費用は原告の負担とする。

○ 事実

第一、請求の趣旨

被告が昭和四八年二月二〇日原告に対してなした松本市市民会館使用許可取消処分を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。

第二、請求の原因

一、原告は被告より昭和四八年二月一五日、松本市市民会館を同年五月五日に使用する旨の許可を得た。

二、しかるに被告は同年二月二〇日、右使用許可を取り消す旨の処分をした。

三、右取消処分は違法であるから、原告はその取消しを求めるため本訴に及んだ。

第三、本案前の答弁

原告は市民会館の利用に関する被告の処分について取消しを求めているが、地方自治法第二四四条の四および同法第二五六条の規定に基づきまず県知事に対する審査請求を行ない、これに対する決定を経た後でなければ訴えを提起することができない。しかるに、原告は右審査請求をしていないから、本訴提起は不適法である。

第四、本案前の答弁に対する原告の反論

原告が被告主張の審査請求をしないで直接本訴を提起したことは認める。しかしながら審査請求に対する決定は相当の日時を要するところ、これを待つていたのでは本件事案の性質上時期を失してしまうので、本件取消処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要あるときに該当する。

第五、請求の趣旨に対する答弁

主文同旨。

第六、請求の原因に対する答弁

請求の原因一、二の事実を認める。

第七、抗弁

一、松本市市民会館は松本市市民会館条例（昭和三四年一〇月一二日松本市条例第一一〇号）により市民の福祉増進と文化の向上を図ることを目的として設置されたものであつて、同会館の使用については右条例第三条により市長の許可が必要とされ、市長は「公益又は公安を害し、風俗を乱す虞があると認められるとき」その他一定の事由があるときは同条例第四条により右許可をすることができず、また右事由があるときは同条例第五条により一旦なした許可を取り消すことができるものとされている。

二、原告による本件市民会館使用の目的はA他一行六〇名の歌謡ショーであつて、右一行の内にはAの実弟Bが含まれている。

三、ところで、新聞、週刊誌、テレビ等の報道によると、右Bは過去に暴力団に関係し、刑事事件を起しており、また現在も組織暴力団に関係を持つており、Bが出演する興行を許可することは、暴力団を利することになるばかりでなく、組織暴力追放の世論に反することになる。

四、したがつて、被告は本件市民会館の使用は前記条例第四条にいわゆる「公安を害する虞があると認められるとき」に該当するとの判断のもとに前記使用許可を取り消す旨の処分をしたものであつて、右処分に何らの違法はない。

第八、抗弁に対する答弁および主張

抗弁一、二の各事実を認める。同三の事実を否認する。

Bはいわゆる暴力団に関係はなく、また、一タレントとして舞台上で歌うものである以上、それによつて公安を害するという事は考えられない。

第九、証拠（省略）

○ 理由

一、（本案前の答弁についての判断）原告が本訴を提起するに先立つて地方自治法第二四四条の四に規定する県知事に対する審査請求をしていないことは当事者間に争いが無いので、これを認めることができる。しかし本訴は今年五月五日の使用許可に関するものであり、審査請求を経た場合に相当の日時を要する結果、右期日を徒過するおそれは多分に認められるので、本訴提起は本件取消処分の執行により著しい損害を避けるため緊急の必要あるときに該当するものとして適法である。そこですゝんで請求の当否について判断する。

二、原告が被告より昭和四八年二月一五日に、松本市市民会館を同年五月五日に使



(裁判官 野本三千雄 平湯真人 田村洋三)